

見える化通信

セキュリティクリアランス制度がスタート！
労働者のプライバシー保護を

2025年5月、セキュリティクリアランス制度がスタートしました。制度の運用にあたり、プライバシーの保護や企業への負担などが懸念されています。

電機連合 政策部門

セキュリティクリアランス制度、スタート

セキュリティクリアランス（以下SC）制度とは、安全保障上重要な政府情報へのアクセスを必要とする人に対し身辺調査を通じて信頼性を確認し、情報へのアクセスを認める制度です。昨年5月に閣議案（※¹）が成立しました。背景には、デュアルユース（軍民両用）分野の拡大によって、軍事と非軍事の技術の違いが曖昧になってきており、これまでの防衛の分野だけでなく、経済の分野でも情報を守る必要が高まっているためです（※²）。

法案成立後、政府の有識者会議において制度の基本的な考え方や運用基準などが検討され、今年5月に制度がスタートしました。なお、有識者会議には労働者代表として連合役員も参画し、労働者のプライバシー保護や労使協議の必要性などの意見反映を行いました。

※¹ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

※² 日本でもすでに類似の制度として、特定秘密保護法（2014年施行）があるが、政府が指定できる情報範囲は「防衛」「外交」「スパイ活動等の防止」「テロリズムの防止」の4分野で、経済安全保障分野は含まれていない。

5つの運用基準

有識者会議では5つの運用基準が決められました（図表1）。①「重要経済安保情報」の指定には、重要経済基盤保護情報（※³）に該当するかどうか、公に知られていない情報か（非公知性）、秘匿の必要性があるかの3要件が必要となります。また、情報を扱う個人に対する②「適性評価」

図表1 SC制度の5つの運用基準

①重要経済安保情報の指定	- 指定は原則5年以内、有効期間の延長や解除も可能。 - 指定情報には「重要経済安保情報」と明示し、関係者に周知。
②適性評価制度	- 情報を扱う個人に対して7項目を調査 - 本人の同意が前提。評価結果は目的外利用禁止。 - 苦情・相談窓口を設置。不利益な扱いは禁止。
③適合事業者の認定	- 情報を扱う企業は「適合事業者」として認定が必要。 - 情報管理体制、教育、施設の安全性などを審査。 - 認定後も変更があれば再審査。契約に基づき情報提供。
④監査・通報制度	「重要経済安保情報保護活用委員会」を内閣府に設置。 - 独立公文書管理監が運用状況を監査・是正指導。 - 不適切な運用があれば通報可能。通報者の保護も明記。
⑤報告・見直し	- 毎年、内閣総理大臣が運用状況を国会に報告。 - 制度の見直しも定期的実施

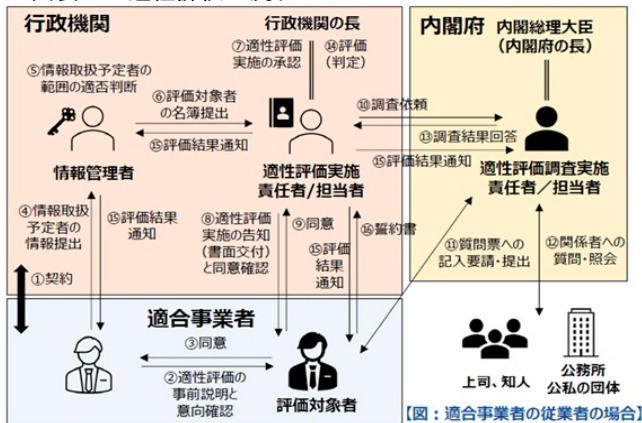
出所：内閣府資料より電機連合作成

プライバシーへの懸念

労働組合として注意すべきは「適性評価」の運用です（図表2）。この評価では、犯罪歴や精神疾患、経済状況など個人の機微情報に関わる7項目の調査が行われるため、プライバシーへの懸念があります。

※³ インフラや半導体など私たちの生活や経済を支える仕組みや物の安全を守るために特に大切とされる情報

図表2 適性評価の流れ



出所：内閣府

プライバシーの保護

電機連合では、サイバー攻撃や重要技術、人材の海外流出を防ぐためにSC制度は必要だと考えますが、一方で、労働者のプライバシーが適正に保護されるのか、企業への過度な負担になっていないかなどの懸念があります。

電機産業においても、保護の対象分野とされている半導体や通信システムなどに関する情報が指定される可能性があります。電機連合は制度の運用状況を注視し、必要に応じて改善を求めています。

す。制度上は、適性評価の結果が人事評価や処遇に影響を与えないことが明記されていますが、実際の運用が徹底されているか、今後も継続的に検証されるべき重要な論点です。